

特定化学物質障害予防規則（エチルベンゼンの規制）について

特定化学物質障害予防規則（以下特化則）とは、がん等の慢性障害を引き起こす物質や大量漏洩などで急性中毒を引き起こす物質などを労働安全衛生法に定める有機溶剤中毒予防規則（以下有機則）とは別に特別管理する事を義務化した法律です。平成 25 年 1 月には「エチルベンゼン」が指定、平成 26 年 11 月からは「スチレン」及び「メチルイソブチルケトン（MIBK）」が追加指定となりました。この度特に塗装に関係のあるエチルベンゼンについて規制内容を纏めましたのでご報告させていただきます。

◆特定化学物質障害予防規則（エチルベンゼンの規制）に伴う管理について

適用条件：塗装業務を行う屋内作業場に限る（塗装以外の有機溶剤業務は適用外。）

項目	エチルベンゼンの規制（特定化学物質）管理項目
1	作業環境測定の実施
2	特殊健康診断の実施
3	作業場への取り扱い上の注意事項などの掲示
4	作業記録の保存
5	作業主任者の選定
6	蒸気の発散源への対策

1)作業環境測定について（平成 26 年 1 月 1 日から義務化）

項目	A:エチルベンゼン 1%を超える場合		B:エチルベンゼン 1%以内かつエチルベンゼンと有機溶剤の合計 5%を超える場合
	エチルベンゼンと有機溶剤の合計が 5%を超える場合	エチルベンゼンと有機溶剤の合計が 5%以下の場合	
エチルベンゼンの測定	○(30 年記録保管)	○(30 年記録保管)	○(3 年記録:有機則による)
混合中の有機溶剤測定	○(30 年記録保管)	×	○(3 年記録:有機則による)

- ・作業環境測定の実施は 6 ヶ月以内事に 1 回、定期的に作業環境測定士(国家資格者)による測定
- ・結果については一定の方法で評価。結果に応じて適切な改善、測定・評価記録の保管
- ・エチルベンゼンの管理濃度は：2.0 ppm

2) 特殊健康診断の実施(平成 25 年 1 月 1 日から義務化)

項目	A:エチルベンゼン 1%を超える場合		B:エチルベンゼン 1%以内かつエチルベンゼンと有機溶剤の合計 5%を超える場合
	エチルベンゼンと有機溶剤の合計が 5%を超える場合	エチルベンゼンと有機溶剤の合計が 5%以下の場合	
エチルベンゼンの特殊健康診断	○(30 年記録保管)	○(30 年記録保管)	×
有機則に定める特殊健康診断	○(5 年記録保管)	×	○(5 年記録:有機則による)
過去従事者のエチルベンゼン記録	○(30 年記録保管)	○(30 年記録保管)	×
緊急診断	○	○	○

- ・エチルベンゼン塗装業務に常時従事する労働者に対し 6 ヶ月以内ごとに 1 回実施。
- ・診断の結果（個人票）を保管及び労働者に通知。
- ・特定化学物質健康診断及び有機溶剤等健康診断結果を所轄労働基準監督署に提出
- ・対象物が漏洩し労働者が汚染された時等は医師による診察又は処置を受けさせる。

3) 作業場に取り扱い上の注意事項の掲示

・名称、取り扱い上の注意事項、人体に及ぶ影響の掲示。使用すべき保護具の着用など。

4) 作業記録の保管

・常時作業に従事する労働者について、一ヶ月以内に次の事項を記録し 30 年間保管を行う。  
(但し、エチルベンゼンが 1%未満の場合は、有機則に準ずる)

主な記録内容		
①労働者の氏名	②作業概要と期間	③汚染された概要と応急処置

※「常時」とは、継続して当該業務に従事する労働者の他に一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する。記録のとり方は定まった様式なし

5) 作業主任者の選定（平成 27 年 1 月 1 日から義務化）

エチルベンゼン塗装業務では、作業主任者を選定。（有機溶剤中毒予防規則と同じ処置）

- ・有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選定。

6) 蒸気の発散源対策

NO.	対策方法
I	蒸気発生源の密閉
II	局所排気装置の設置
III	プッシュプル型換気装置の設置

(原則として I～IIIのいずれかの措置が必要)

- ・臨時や短時間の作業、局所排気装置設置困難な場合は例外措置あり。
- ・平成 25 年 4 月 1 日以降に I～IIIの設備の設置、移転、変更の場合は管轄の労働基準監督署への届け出が必要。

塗料を取り巻く環境規制が厳しくなっていく中、指定塗料の TD プライマー 4 F、グリーンボーセイ速乾につきまちは、特化則対象物質を含有しない製品でありますので今後ともご愛顧賜り、益々皆々様の鋼構造製品が今後の発展に役立つ事を期待しております。

以上